平成２５年（フ）第１４１２７号
東京都品川区二葉１丁目23―５―105
破産者　田村　　康
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９号
東京都板橋区成増５丁目19―27―202
破産者　齊藤　正義
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４号
東京都葛飾区東堀切３丁目23―８　第２ひばり荘202
破産者　藤澤　國喜
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２号
東京都世田谷区弦巻４丁目20―１―102
破産者　福田　美恵
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２１号
川崎市多摩区長尾７―18―５―102
破産者　有限会社パラシュート
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１６８号
福岡市西区大字千里441番地18
破産者　ＭｉＬＬこと　田村　宏文
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６２８号
福岡市中央区大手門３丁目６番16―405号
破産者　黒木　正和
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１９号
山形県東根市温泉町２丁目１番14号、開始決定時の住所山形県東村山郡山辺町近江25番地19
破産者　衣袋設備こと　衣袋　　洋
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２号
山形県天童市柏木町１丁目２番19号　押野住宅３号、前住所山形県天童市泉町１丁目７番８号
破産者　横尾　　博
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９６５号
福岡市東区和白東１丁目18番1406号
破産者　宮崎　秋義
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３１１号
福岡市西区今宿３丁目14番47―２号
破産者　三苫美枝子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４０８号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目28番４―1203号
破産者　井上　秀秋
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６０８号
仙台市宮城野区萩野町１丁目１番地の12　第４グリーンハイツ202、従前の住所仙台市宮城野区萩野町３丁目３―８　野村ステイツ萩野町204号
破産者　土田　健治
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３９８号
埼玉県草加市青柳７丁目29番８号　シティハイムＣ―101号、旧住所埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根803番地13
破産者　菊地　忠義
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
埼玉県越谷市宮本町１丁目143番地１　ライフパル213
破産者　佐藤　秋雄
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５３７号
埼玉県春日部市梅田２丁目２番15号　ヴィラ・コンプレールＢ502
破産者　湯山　芳行
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５５１号
埼玉県越谷市千間台西２丁目７番地９　栄コーポ９号、旧住所埼玉県越谷市東柳田町14番６号
破産者　荒　俊太郎
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1108番地　エンブレム三浦105
破産者　横谷　好彦
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１９６号
神奈川県逗子市新宿１丁目４番21号
破産者　石川眞樹夫
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部